

<学界動向>

南フランスの農奴制 (3)

—研究史の試み—

桂 秀 行

Serfdom in Medieval Southern France (3) : A Research History

Katsura, Hideyuki

<目次>

はじめに

一 旧時の一般的傾向

(1) 19世紀に於けるトゥールーズ慣習法の刊行

(2) M. ブロックと南フランスの農奴制

(3) P. ウルリヤックの研究

(4) グロン父子の研究 [以上第197号]

二 「封建的変動論」と農奴制

(1) P. ボナッシーによるカタロニア農奴制研究

(2) P. ボナッシーの農奴制研究とD. バルテルミーによる批判

[以上第199-200合併号]

三 南フランス農奴制研究の現況

(1) 属地的農奴制

a. カタロニア地方の*homines de remensa*

b. ガスコニュー地方の*questales*

- c. 低地ラングドック地方の *homines de mansata*
(2) 「新たな農奴制」をめぐって
おわりに [以上本号]

三 南フランス農奴制研究の現況

(1) 属地的農奴制

a. カタロニア地方の *homines de remensa*

ボナッシーによるカタロニア農奴制の研究の後、カタロニア地方および南フランスの属地的農奴制について、その起源や実態に関する詳細な研究が相次いで行われた。すなわち、カタロニア地方の *remensa*、ガスコーニュ地方の *casalis*、低地ラングドック地方の *mansata*、と呼ばれる隷属地を保有する農奴に関する研究である¹。その結果、今日カタロニアおよび南フランス諸地方の農奴身分の起源を11世紀のバン領主制の成立に結びつけるのではなく、12-13世紀に於ける領主制の変化に求める傾向が強くなり今日にいたっている。こうした直近の傾向はまずカタロニア地方の研究が先鞭をつけたので、まずその研究のなかみを紹介したうえで、南フランス農奴制研究の現況を概括したい。

アメリカの中世史家P・フリードマンがカタロニア地方に於ける属地的農奴である *pageses de remensa* を対象とする詳細な研究を行い²、次のような結論にいたっている。同地方に於ける農奴制の起源を考える場合、12世紀末から13世紀初頭にかけてみられた農民の地位低下とそれに続く13世紀以降の *pageses de remensa* の成立過程こそが決定的に重要なのであって、11世紀後半に於けるバン領主制の成立、それに続くバン領主制および土地領主制の発展を直接の起源とすることはできない。12世紀の大部分の期間に於いて、自由な農民層は大規模に維持されているのであり、彼等の保有契約上の諸義務は法的身分の変化に殆ど結びついていない。後に農奴の指標とされるかの

「悪しき慣習」はまだ発達していないか、農民以外の他の階層（貴族層）にも課せられているか、あるいは不法な乱用であって恒常化していないかである³。

しかし12世紀後半になると、農民の社会的状況に非常にはっきりとした変化が現れてくるという。この時期から農民の托身を記載した証書や托身したことを承認する証書が数多く現れるが、そこには保有地からの地代の記述に加えて領主に対するさまざまな義務が規定されているのである。すなわち、領主に対する従属、オマージュを行うこと、移譲された土地への居住義務である⁴。そして同じ頃から、居住義務を放棄する場合の「贖い金 *redemptions*」の支払いを記した証書が出現する⁵。また、「悪しき慣習 *mals usos*」の出現機会が飛躍的に増加するが、なかでも *cugucia*, *exorquia*, *intestia* が際立っていて、一括して記載される場合が多い。そしてそれらは単に個々の保有についての偶発事ではなく、隷属身分の法的標章としての意味を持つにいたっている。特に顕著な現象として、この時期以降、都市に慣習法特許状が授与される場合に、「悪しき慣習」がそのような含意を持つ賦課租として現れることが一般的にみられる⁶。

こうした変化の背景であるが、12世紀後半には王権＝伯権に対するアリストクラシーの反乱と暴力が再燃しているという。両者の妥協の産物として、一方では王権＝伯権が強化され平和立法や国家的行政の拡充がみられ、経済的拡大・国威伸張の時代が進行するが、他方では王権＝伯権によって領主の保有農に対する統制力の保護が行われたのだ。1202年セルベラで開催されたコルテス（王国議会）は、領主が自らの農民に対して「加虐の権利 *jus maletractandi*」を有することを認め、その事由につき国王裁判所への提訴を禁じている。このことは、農民に対する支配権について、王権と貴族層との妥協を意味している。王領や聖界領の農民については、従来通り慣習法の保護下に、したがって王の平和の下に置かれるが、貴族たちの支配下にある農民については、それぞれの領主の最終的な裁判権を認め、慣習法の保護から

除外したのである。その場合、農民について何らの限定もなされていないので、領主たちの恣意的な加虐の対象になった農民の覆う範囲、その性格を知ることにはできない。寧ろ農奴身分自体がなお流動的で、輪郭の定まらぬ状況を想定しておかねばなるまい。そのうえで件のコルテスの決定は、何らかの特権ないし保護の拠り所をもたぬ多くの農民を領主の恣意の下に置くことによって、農奴制確立への大きなモメントとなったことは疑いえない⁷。

同じく1283年にバルセロナで開かれたコルテスに於いては、不自由身分の保有農が領主支配を逃れて王領に移り住む場合には、「贖い金」を支払わなければならないことを規定しつつ、①「贖い金」が要求される土地とそれが要求されない土地とを区別し、②「贖い金」を隷属的保有の鍵となる構成要素として規定し、③公法に属する事柄として、自由な領域が提供するアジール権を制限することで、隷属性の基本的な法を確立しようとしているのである。その後、*pageses de remensa*に関する一群の法的な諸見解の多くは、この1283年のコルテスの規定に対する注釈の形をとって現れている⁸。

とはいえカタロニア地方に於いて、農奴身分を規定する法が確固として存在したわけではない。「悪しき慣習」、「加虐の法」、居住義務（「贖い金」）、「隷属オマージュ」は隷属性を指示する指標として1200年前後の時期までには機能するに至っているのであるが、それぞれの指示する農民の拡がりが一貫しているか否か判然としないのである。つまり、「悪しき慣習」に捕捉されている農民が全て居住義務を課せられていたのか、「加虐の法」の下にあったのか、「隷属オマージュ」を行っていたのか、それぞれの逆はどうか等々。農奴身分を争う係争で持ち出される隷属性の根拠も区々に分かれ、一貫性を見出すのが難しい。

しかし13世紀には少なくともそうした隷属性を免れた「自由」という観念は成立していたとは言えるのである⁹。

なお、フリードマンは農奴制成立と同じ頃急速に影響を増してゆくローマ法との関連を強調しているが、その原因というよりは促進要因としてとらえ

ているのである。ローマ法のもつ分類への志向性、および自由人―隷属民の二分法が隷属性の明確化に与って力があつたという¹⁰。

カタロニア地方の農奴制成立に関してフリードマンによって開かれた見通しは、L. ト＝フィゲラスによって12世紀に於ける領主制のメカニズムの研究のなかで深められた¹¹。既によく知られていた事実であるが、同地方では領主制に於いてマンス (*mansus*、俗語では*mas*) のシステムの発達は早い時期には北部の山間部 (ピレネー地方) に限られており、南部の低地ではようやく11世紀末から始まり12世紀になって発達をみるにすぎない¹²。言い換えれば、この時期にマンスの組織化を通じて領主制の再編が広範に行われているのである。「インカステラメント」の動きが殆どみられなかったために、農民の居住形態は散居の傾向の著しく強い状況が保たれたのであるが、そのような背景のもとで、かつて広範に存在していた農民所有地が中世盛期に向かうにつれ急速に減少して領主制の支配が広がっていった。11世紀末から12世紀にかけてこの地方の領主制に関して起こったことは、個別的保有地が支配的な状況から、マンスの組織化による領主制の再編が急速に進んだという展開に他ならない。さらに具体的な様相に立ち入るならば、マンスの組織化に直接生産者たる農民の土地保有の在り方そのもの大きな変更をみるのが通例であり、ト＝フィゲラスもむしろそのような観点から形成されたマンスの構造を分析している。しかし、T.N. ビスウンやR. ヴィアデのように、マンスの組織化と言っても基底の部分では従来の個別的保有地を温存したままマンスとして束ねたにすぎないとする研究者もいる¹³。いずれにせよ、マンスの形成は領主制の運営を簡素化するという目的を持っていたことには変わりがない。

さて、ト＝フィゲラスは12世紀に急速に進んだこうした領主制の再編のなかに、カタロニア農奴制の起源をみようとする。実際、個々の農民もしくは農民のグループが農奴となる動機としては、聖所に身を捧げてそこで埋葬を受けることや領主の保護を受けることなどもあつたが、最も多くの場合、

農奴化は保有地の獲得と結びついていたのである。実際、農奴制の進展とマンズの急速な形成とは時期(11世紀末から1200年頃にかけて)および地域(カタロニア地方北東部=旧カタロニア地方 [リョブレガート川以東])について軌を一にしている¹⁴。

領主たちが領主制の単位として構成されたマンズに農奴制を導入することを選択したのは何故か。マンズ保有農(マンズ内の賦課租徴収に責任を負う中間管理者としての農民)を人格的に支配し、その家族および子孫を掌握することによって、領地経営をより確固としたものとするができる。このことは同時に、マンズ保有農の家族の生活サイクルを自由に統制することにより、収益の水準を維持しあるいは拡大する有効な手段でもあるのだ¹⁵。

マンズ保有農およびその家族や子孫に対する領主の統制は、とりわけ相続および結婚に関して顕著に表れる。まず保有農が息子のうちの一人を間違いなく相続人に指定して、マンズの一体性を保持しつつ経営上の連続性を保証するように、相続に介入する。相続人の指定自体は保有農側の自由が原則であるが、12世紀後半になると、領主の同意が求められることもある。しかししばしばみられるのは、保有農が指定された時期に息子か娘のうちの一人を相続人として保有地に据えるという文言である。相続人が丁年に達する時点が念頭にあるのが通常であるが、両親の生存中である場合も多い。保有農による新たな開墾や領主からの空きマンズの提供が前提されていることもあるが、保有中のマンズだけが対象となる場合には、両親は生涯の用益権を留保して結婚した相続人と同居することになる¹⁶。

さらに結婚への介入である。最も問題にされるのは、結婚によってマンズの名義人が変わる場合、すなわち相続人が女性(寡婦や娘)である場合に他ならない。そもそも女性を通じて世襲的な保有地の移譲がなされる場合に、特別の譲渡税が設定される事例もあるが、結婚が締結される時には、女相続人とその夫に新たな保有契約を強いるのである¹⁷。

既述のように、後に農奴の指標として5つの「悪しき慣習」が定まってゆ

くが¹⁸、そのうち3つ (*exorquia, intestia, cugucia*¹⁹) は相続に関わり、1つ (*ferma de spoli*) は結婚に、そして残りの1つ (*arsina*) は財産の保全に関わると言うるので、以上のような脈絡からはよく理解できるであろう。

カタロニア地方の農奴に特徴的なもう一つの負担として、保有地を放棄する際の「贖い金」支払いの義務がある。ト＝フィゲラスはまずは通常の解釈と同様にマンス保有農が保有地を離れることを制限するための負担であると考えているが、しかし次のような興味深い分析を付け加えている。「おそらく保有地を離れようと望む農民の意気を挫くのに有効に役立ったのであろうが、マンスに代わりの者を探さなければならない領主に支払われる補償金、すなわち賦課租の支払いの一時的中断に対して彼によってとられる保証としても解釈することができる²⁰。」そしてやがて12-13世紀のヘローナ司教区を対象とするより新しい研究では、上記の文章のうち後半のくだりに強調を置きながら、前半の農奴の土地緊縛という性格を大幅に弱める分析結果を示すのである²¹。

ヘローナ司教区とその周辺では、12世紀以来農奴の贖い金支払いを記載した「贖い証書 (*chartes de rachat*)」が数多く伝来する。1120年代から現れ始め、1160年を過ぎると一般化してゆく。12世紀に29点、13世紀に数点を蒐集し、分析の対象としているのである²²。

さて、贖い金の支払いは領主にとっては通常農民を保有地に緊縛するために規定されており、したがって農民にとっては自由を獲得する手段として考えられてきた。しかし、贖い金を支払い、従来の保有地を放棄した直後に、別の領主に自己移譲を行って再び農奴化する事例が古くから知られていた。かつてそれは例外とされ、例えば高額な贖い金支払いの結果の農民の経済的困窮に原因があるとされた²³。しかし、フリードマンは解放の25パーセントを僅かに上回る事例は他領主の支配への移動のためであると見積もっている²⁴。他方ト＝フィゲラスはより詳細な吟味の結果、殆どすべての場合がそうであると結論づけるにいたっている²⁵。解放と自己移譲という二つの法律

行為が同一の証書に書き留められる場合と別々の証書に分かれている場合とがあるので、慎重な調査が必要なのである。

贖い金の設定が、通常言われているように去ろうとする農民を引き留めるためのものかどうかははっきりしない。支払いが頻繁に行われていること²⁶、1200年以前には支払額が例外を除いて少額であること²⁷からそのような効果が大きかったとは考え難く、ト＝フィゲラスによれば、「領主は贖い金の支払いと保有地に対する諸権利の放棄を同時に要求しながら、農民の流動性に『寄り添いaccompagner』、そのことを収入の源泉としているのだという印象を持つ²⁸」という。

それでは農民たちはなぜ（何のために、何を求めて）他領主の支配領に移動するのか。それには様々な動機とそれに対応して多様な形態が考えられる。彼等が完全な自由を求めて移動するのではないことは理解できようが、まず領主支配領ごとの条件の違い、とりわけ王領や神殿騎士修道会領が提供するような有利な条件が移動の動機であったことは容易に考えられる。富農ならばより豊かな経営地、より軽微な賦課租を求める、零落した農民ならば農地の放棄を余儀なくされることもあったかもしれない。また、開墾によって創出された保有地、とりわけ新村や新設の都市、都市の新たな郊外地などが吸引の源となったであろう。しかし、最も一般的な契機は結婚に関わるもので、農民の子供たち、息子や娘のみが元の家族とその保有地を離れ、他領に移動するのである²⁹。

したがって、他の領主支配領への移動と言っても、大きく次の二つの形態を区別しておくべきであろう。一つは、家族全体が移動した結果保有地の完全な放棄が行われる場合である。他の一つは、息子ないし娘だけが兄弟ないし姉妹を相続人として両親のもとに残して移動する場合、あるいは家族が娘だけを残して移動する場合など、要するに家族としては保有地の放棄は行われない場合である。男が兄弟を残して移動するが、相続人たるこの兄弟が亡くなった時には帰還して跡を継ぐ可能性を留保する事例すらある³⁰。第二の

形態は、農民家族にとっては経営地の拡大を意味すると言えよう³¹。

12世紀に於いてヘローナ司教区周辺では領主支配領の細分化が著しく、農民は他領への移動によって土地保有の環境を改善し、また土地を集積する機会が開かれていた。領主側はこうした農民の流動性に対して、それを真っ向から封じ込めるのではなく、移動する場合には贖い金の支払いと保有地との繋がりを断つことを求め、領主財政に資することを第一としたのである。このことはまた、新たな領主にとっては隷属民の一身専属制*solidantia*を求めることでもあった³²。

13世紀になると、新たな状況が生まれる。都市の著しい発達がみられたが、都市領主は、来訪者を増やすために、周辺の隷属民が贖い金を支払わず、旧来の保有地も放棄せずに、都市に居住することを許可したのである。そのため各地で都市領主と周辺の支配領の領主が対立し、相互の利害の調整が行われるにいたった。ある場合には都市居住後自由を得るまでに猶予期間を設けて（たとえば、1年と1日）、元の領主はそれまでに隷属民を連れ戻すか贖い金を支払わせるかの選択を迫ることができるようにした。しかししばしば、都市領主と元の領主との間で、隷属民の都市への移住について、贖い金支払いと保有地の放棄なくしては認めないことが合意されたのである³³。

王領地は農民を奪われる立場に立つこともあったが、都市や新村が所在して、農民を吸引する側に立つことが多かったので、周辺の聖俗領主との軋轢が絶えなかった。そこで、既述の1283年バルセロナで開催されたコルテスは上記と同種の合意を王国規模で行い法の形で公布したものであったのだ。贖い金の制度を初めて成文の法として規定し、王領地への移住の際にも免除されることはないという保証を与えたのである³⁴。このようにして、都市の発達をめぐる新たな状況は、旧来の属地的農奴制のシステムを維持する方向で克服された。その過程で、農奴制そのものが法的な規定を受け、輪郭が明確化したことも事実である。ト＝フィゲラスは、カタロニア地方に於いて、都市エリートと国王の権力の弱さが、農奴制の維持と活力の源となったとい

う評価を下している³⁵。

P. ボナッシーは、以上のようなカタロニア農奴制研究の進展を承け³⁶、研究生活の晩年に農奴制を「下位封建制 *sous-féodalité*」として理解するという見解を打ち出している³⁷。先に詳しく紹介した見解からすれば、かなり大きな軌道修正であるという印象が強い。ボナッシーによれば、農奴制の従属は原初的には誠実誓約と奉仕に基礎づけられており、下位の封臣、とりわけ「城砦騎士 *militēs castri*」の従属と変わるところがなかった。農奴と貧しい騎士とは元来同じような階層の出自であったのである³⁸。しかし時代が下っても、下位の騎士たちの一身専属制は自由と両立する境遇を保ち、彼等の奉仕（主に軍事的奉仕）は高貴化されていったのに対して、農奴の従属は「農民の慣習 *mos rusticorum*」によって卑俗化されてゆき、彼等は賤しい境遇に貶められていったという³⁹。

そこでいつ、どのように自由と隷属の道は分かれたのかが問題になる。ボナッシーは12世紀末から13世紀半ばまでに農奴制の成立をみるフリードマンの見解を受け入れつつも、11世紀半ばから12世紀半ばにかけて徐々に進んだ農民の境遇の変化（5つの「悪しき慣習」の出現、贖い金の早い事例、など）も「農民の慣習」の形成として重視しているのである⁴⁰。

とはいえ、農奴制形成の議論の基礎に11世紀に於けるバン領主制創成による農民全体の隷属化を据えるかつての見解は、かなり修正されたと言ってよいであろう。11世紀に問題となっているのは、領主がバン権行使のために補助的なスタッフ（城代、城砦騎士、バイイ、マンス保有者など）として用いたかつての自由農民、あるいは農民上層なのであり、彼等が領主制の組織化の過程で自由身分と隷属身分に分化するというプロセスが考えられているからである⁴¹。

b. ガスコーニュ地方の *questales*

カタロニア地方の農奴制研究にみられた変化は、南フランス諸地方の農奴

制研究の基調を変えたといえることができる。まずガスコーニュ地方の農奴である *questales* (恣意税 *queste* 負担農民) に触れておきたい。同地方独特のこの農奴制については、古くから豊富な研究史が存在している⁴²。しかしここでは、属地的農奴制を強調する最近の動向に関わる限りで取り上げることにしたい。B. キュルサントによるガスコーニュ地方に於ける *casalis* (カタロニア地方のマンスに相当する) の研究はすべからく *questales* に関わることになった⁴³。1999年ローマでの研究集会に於ける報告では、彼はこの農奴制を属地的農奴制として分析するのであるが⁴⁴、発展を次の4つの時期に区分して考えている。Ⅰ. 11世紀から12世紀まで: *questalité* (恣意税負担に基づく農奴身分) 前史、流動的で拡散的な従属諸形態の存在 Ⅱ. 13世紀: 制度化された農奴身分としての *questalité* の懐胎期間 Ⅲ. 14世紀: *questalité* の古典的時期 Ⅳ. 15世紀: *questalité* の衰退期、*questalité* の孤立地帯は点在して中世を越えて存続⁴⁵。

12世紀に間違いなく領主に従属した農民たちは存在しており、譲渡され、重い賦課租やさまざまの義務を課されていた。しかし、それで農奴制が存在していたと言えるであろうか。後に農奴制としての *questalité* を構成する①恣意税 *queste* ②オマージュ③保有地への緊縛の結びつきは兆候すら見出せない。従属の状況はあちこちに見出せても、内容は様々で、決まった社会的グループを性格づけるものではなかったという。

13世紀の最初の三分期にいたると、上記 *questalité* の構成要素が相互の結びつきをみせ始め、ガスコーニュ地方東部では1240年頃から、②オマージュが農奴制を基礎づける行為となる。しかし、③保有地への緊縛については、13世紀最後の数十年に最盛期を迎えるバステードの建設に呼応して、より厳格化し、逃亡の際の領主の追跡権も明確になっていった。こうして、1300年頃になってようやく *questalité* の確立を語るができるという⁴⁶。

11世紀以来カルテュレールに現れる *homines* は奉仕 *servitium* の連鎖を通じて繋がる「臣下」を表す言葉であったが、それは軍事的階層のみならず農

民層にも深く入り込んでおり、12世紀までは渾然一体とした全体をなしていた。しかし13世紀になると、領主から *casal* を委ねられた農民 *hommes de casalagio* と軍事的奉仕に携わる *homines honorati* (もしくは *militares*) との分化が進み、前者は農奴として貶められるようになってゆく。キュルサントも農奴を基本的には富農層の問題として考えており、先に紹介したボナッシーの農奴制を「下位封建制」として把握する理解に同調していることになろう。

しかしながら、彼はこの点に関して、一つの留保点を示している。上記のような理解は早い時期には伝来する史料の圧倒的部分をなすカルテュレル起源の証書に基づく限りの結果であって、社会の実態を示すのではなく史料上の表出にすぎない可能性もあるというのである⁴⁷。そして実際、Entre-deux-Mers 地方 (バイイ管区)⁴⁸ について、1236年イングランド国王にしてアキテーヌ公・ヘンリー三世 (プランタジネット家) の命により行われた *Privileges de la terra de Entre-dos-mars* という調査記録を紹介している。この調査は宣誓のもとに行われた証人たちの証言により同地方の住民たちの諸特権と自由への侵害について明らかにしようとするものであったが、12世紀半ばから13世紀の第1三分期にいたる時期に従属と自由の認識がどのようなものであったかを読み取ることができる。証言の背景に想定できる参照系としての社会秩序の表象は次のようなものであったという。社会は騎士 *cavaliers* (本来の騎士、市民軍) と農民 *laboueurs* (「教会の農民」、「王の農民」、「領主の農民」) から成っている。前者は攻撃的な役割を担い、後者は補助者としての防御的な役割を持つにすぎない。「王の農民」はかつてシャルルマーニュのイスパニア遠征からの帰還後土地と家屋を与えられた歩兵の後裔であって、騎士とは違い俸給を与えられなかったので代わりに特権と自由を授与されたという。こうして軍事的義務に関わって二種類の人間が区別されるようになった。第一は、直接的役割を演ずる者 (騎士は制限のない、[それ以外の] 自由人は歴史的特権により制限された役割)、第二は、制限のない代替の義務すなわち恣意税 *queste* 供出の形をとった間接的な役割を演ずる者である。

しかし同地方住民たちは、この社会秩序は極めて脆弱なもので、絶えざる努力によってようやく維持できるものであると考えていた。二つの権力が古い社会秩序を脅かしていたという。いずれも封建的システムの形成に関わるのであるが、一つは城砦領主権の創設もう一つは伯権ないし王権の行政組織で、国王役人、特にプレヴォは地域の自立的領主権として現れる傾向にあった。こうした権力はいずれも従属民の農奴化を推し進めたという。

この調査記録から得られる農奴制の理解は、必ずしもカルテュレールから垣間みえる成立期の農奴制のイメージとは合致しない。特に、農奴制の問題は個人ないし家族集団より所与の聖堂区に居住する人間集団にかかわること、オマージュへの言及を欠いていることである。富農層に限った問題であるようにはみえない。

確かに同調査記録は小地域に限られた史料であり、証言相互の矛盾や荒唐無稽とも言える内容も含んでいて、直ちに一般化できるわけではないであろう。しかし、少なくともそれは、傾向性を持ったカルテュレールという史料からの情報の緩和剤として注目しなければならないのである。

キュルサントは結論として、14世紀以前に史料に現れる *questales* の大部分が農民上層に属することを確認しつつ、*questalité* が富裕層の問題なのかと問うている。14世紀以降になると、その出身階層はより多様化するが、やはりきわめて富裕な者を含んでいるという。こうした史料上の表れは社会的現実ではなく文書のうへの幻想なのか、それとも／加えて、中世後期に於いて *questales* の状況の卑賤化が生じているのか。上に紹介した Entre-deux-Mers 地方の調査記録を信ずるならば、農奴制の成立期には、貧農の農奴制(城砦領主権によって恣意税を強制される)と富農の農奴制(利益の多い官職と大きな保有地の享受を要請される)との重なり合いと融合がみられたことになるのだが⁴⁹、キュルサントは最終的な断言を控えている。

c. 低地ラングドック地方の *homines de mansata*

さて、次に検討するのは、ラングドック地方に於ける属地的農奴制研究の進展である。M. ブーランが低地ラングドック地方を中心に精力的に研究を進めている。低地ラングドックのベジエ地方に於ける中世村落の形成を取り扱った学位論文（1979年受理、1987年出版）のなかでは、既に紹介したボナッシーの学位論文段階の捉え方にしたがって、11世紀バン領主制創設に伴う農民層の一般的隷属化を農奴制発達の出発点に据える。12世紀以降自由を獲得するグループと従来の隷属状況のもとにとどまり続けるグループに分化し、後者がやがて農奴身分という法的外皮を纏うにいたるとみるのである。こうした農民層の二つのグループへの分化はこの時代に進行した「インカステラメント」と密接な関連をもっていたという仮説を提示している。集村化は領主制的束縛に対抗する強い連帯を生み出した。この動きの結果形成されたカストゥルムの住民は特権と自由を獲得して従来の隷属状況を抜け出していったが、飛び地、散村、孤立した農場（マンスと呼ばれる居住形態に代表される）の住民は多くの場合、元の状況にとどまり続けたのである⁵⁰。

その後ブーランは、とりわけカタロニア地方に於ける農奴制研究の進展を承けて、このような見方を放棄したかにみえる。1999年ローマでの研究集会に於ける報告では、11世紀バン領主制創設との関連を強調せず、12世紀半ば以降の隷属地 *mansata* の発達に伴う属地的農奴制の形成を専ら考察しようとするのである⁵¹。

まず、低地ラングドック地方に於いても、地域ごとに農奴制発達に濃淡があるので、その空間的分布を確定することから始めている。大まかに言って、モンプリエやニームを中心とする東部はよく知られているように農奴制の発達を全くみなかった。それに対して、ベジエ、アグドを中心とする中央部⁵²に於いては、より早くから農奴制の発達が認められ、13世紀にはより力強い展開をみせるのだが、同世紀末には急速に衰退に向かい、14世紀になると農奴制はその残滓が残るにすぎなくなる。しかし、ナルボンヌを中心とす

る西部⁵³に於いては、農奴制は従来考えられていた以上に根強く残り、14世紀いっぱいなお活力を保っていたというのである⁵⁴。

さて、1150年以前にベジエ地方の文書に*mansata*という用語が現れ、そしてやがてアグド地方やナルボンヌ地方の文書に拡がりを見せる。同じ頃、従属関係の存在を示す史料上の記述が数を増す。すなわち、従属化、従属民の宗教施設への譲渡（贈与・売買など）（従属民の解放とその直後の従属化という形をとることが多い）の記録である。11世紀に既に土地の譲渡に付随する居住者と賦課租の譲渡が史料に現れていたが、12世紀には従属民自体が殆どの場合土地を伴って譲渡されていたことが確認される。しかし、こうした譲渡される人々の身分を語ることができるわけではない。史料に現れるのは一般に貧農ではなく、殆どが地域の有力者であり、貴族から農民まで従属化の形に違いがあるわけではない。農奴制を定義づけるような賦課租（恣意税*queste*のような）も認められない⁵⁵。

しかし12世紀半ば以来、*mansata*という用語の出現は、農奴制という従属の絆の形成に対応しているのである。低地ラングドック地方では、属地的農奴制の発達という形で農奴身分が輪郭を明らかにしていった。その背景は同時代に進行した「インカステラメント」に伴うカストゥルムの叢生や都市の発達であり、城砦領主制や都市の人口吸引力に抗して土地領主側がとった措置のなかに、属地的農奴制発達の大きなモメントをみることができるといふ。強要されたのであれ自ら受諾したのであれ、隷属地保有農（*homines de mansata*）の定着性こそが領主の土地の経営と収入を保証し、従属民の数に基づく領主の威光を維持するのである。したがって、近隣のカストゥルムに存立を脅かされたヴィラ内に*mansata*の発達をみることが多い。しかしカストゥルムや都市内にも見出すことがあり、時には既に言及したLaurens村のように⁵⁶、1270年までカストゥルム住民全体が隷属民となっていた事例すら見出し得る。農民の定着性を求める同じ関心が働いていたのであろう⁵⁷。

1232年公布された都市ナルボンヌの慣習法は市風自由の原則を謳ってい

るが、その数ヶ月後に作成された「ナルボンヌ地方の騎士たちの慣習法」は都市慣習法の補完という性格を持ち、ナルボンヌ地方の領主たちに属する従属民（農奴）について規定している⁵⁸。*homines militum*および*homines de mansata*という二種の従属民が区別されているが、前者が人格的な隷属（トゥールーズ慣習法では*homines de corpore*）、後者が属地的隷属（同*homines de casalagio*）を表す。しかしそれはあくまで概念的区別であって、現実には両者は一体のものであったようだ。隷属性はますます隷属地としての*mansata*が核となっていく。領外婚*formariage*が行われる場合、妻となる女性は夫の領主の農奴となるのが原則で、両者の子供も全て同様であった。しかしその女性が*mansata*の相続権者であったならば、その*mansata*の領主の農奴のままとどまり、子供は両領主で折半されるのである。

同慣習法に於いては、領主側の*mansata*に対する統制が強調されている。まず不分割の原則である。息子たちに分割することはできたようであるが、娘の嫁資に一部を当てることは許されなかった。そして一般に譲渡不可能性は強い原則で、農奴は自らの*mansata*を直系の相続者に相続させる以外の譲渡の権利は持たなかったのである。そしてなかでも強調されていることは、領主の自らの農奴に対する裁判権であった⁵⁹。

さて、城砦領主と土地領主＝体僕領主との間で、農民の帰属をめぐる紛争がしばしば起こり、裁判を通して妥協が成立する。その過程で、隷属地保有農の農奴身分としての輪郭が浮かび上がるのである。土地領主＝体僕領主への帰属を証明するのに恣意税*queste*を支払っているか否かが問われることが多いが、それが農奴特有の賦課租であるからではなく、支配権を争っているにすぎない。この賦課租に限らず、コルヴェや放牧税などの何らかの賦課租が農奴たることの指標となることはなく、城砦領主のバン権に基づく賦課租と種類に於いて差異はない。ただ、*mansata*の場合、11世紀のマンスのように、賦課租が各種の生産物と奉仕の組み合わせからなる定型化された全体をなしていて、城砦領主のバン権に基づく賦課租が常に部分的であるの

と対照をなしているという⁶⁰。

しかしながら、*mansata* はしばしばマンスを構成要素として含むが、マンスそのものではない。農奴が新たに土地を獲得した時には *mansata* のなかに取り込まれるので、構成は柔軟性を持っている。12世紀半ば頃に新たに形成され始めた隷属地で、そこにヴィラの古い構造と結びついたマンスの残存というアルカイズムをみることは間違いであるという。むしろ12世紀半ば以降の上記のような領主制の新たな状況と関わった、新規の形成物をみなければならないのである⁶¹。「新たな農奴制 (le nouveau servage)」の形成である。

結局のところ、ブーランによれば、低地ラングドック地方の農奴身分には2つの本質的な性格があるという⁶²。第一は「卑賤化した社会的イメージ (une image sociale dégradée)」。12世紀までは、騎士層を初め富農層にいたるまで、聖界施設等の従属民はおしなべて不名誉なニュアンスを持たなかったが、*mansata* を核に形成された従属者は13世紀には卑賤化され、農奴身分が輪郭を明らかにするのである。彼等が領主に対して行うオマーージュは「隷属オマーージュ」としての意味を持つようになる。ブーランは1230年頃に転換点があるものとみている。

とはいえ経済的水準について言えば、農奴は富農層なのであって、貧しい農奴は少なくとも史料には現れない。彼等が負担する賦課租にしても、貧困をもたらすような重い負担ではない。

農奴の本質的な性格の第二は、自らの土地 *mansata* を処分する権利を持たないことである。自らの意志で土地を贈与や売買によって他人に譲渡できない。とりわけ相続に際して、直系の子孫以外に相続させることができない。もし直系の嫡子を持たぬ場合には、土地 *mansata* は領主の没収するところとなる⁶³。その場合には遺言状による遺贈は認められず、たとえ傍系に兄弟や甥や姪がいても、直接相続することができないのである。当時、自由人の土地保有形態としてのいわゆる「永代借地 *emphytéose*」が一般化していたが、

*mansata*は以上のような点で性格を異にする不自由な土地保有形態であったといえることができる。

14世紀前半は人口が飽和状態に向かう時代である。土地が価値の高い財産となり、土地市場に於いて莫大な利益を見込めるようになっていたのだ。そのため*mansata*は領主にとって利益の源、農奴にとって煩わしい足枷であると感じられていたであろう。土地緊縛の問題について言えば、低地ラングドック地方に於いては、カタロニア地方で一般化していたかの贖い金は知られていない。しかしもし農奴が領主との人格的絆（オマーージュ）を無視して他所に移住するならば、即座に*mansata*の喪失という重大な損失を被ることになったのである⁶⁴。

14世紀になっても、低地ラングドック地方中央部や西部ではなお*mansata*は数多く残存していたが、中央部では、名称の痕跡は残しながらも、*mansata*を構成する土地の一部が領主への移転税支払を伴いながら自由に売買されるなど、実質上永代借地に近似するようになっていた。しかし、西部ではなお、*mansata*のもたらす不利益が多くに住民（農奴）に感じられており、農奴解放に伴って、*mansata*の永代借地への転換が行われたことが少なからぬ史料に残されているのである⁶⁵。

(2)「新たな農奴制」をめぐって

以上みてきたように、近年では南フランスの農奴制は12世紀以降に属地的農奴制の中核として形成されることが強調され、「新たな農奴制」という枠組みの中で考察されるようになってきている⁶⁶。

とはいえ、実はこの「新たな農奴制」は古くて新しい概念なのである。古くは19世紀に、F. エンゲルスが15－16世紀にエルベ河以東のドイツに於いて新たに形成された農奴制であるゲーツヘルシャフトを「第二の農奴制 (Die zweite Leibeigenschaft)⁶⁷」と呼んで、中世の農奴制と直接には繋がらない新しさを強調したのである⁶⁸。

時代は下って、農奴制の問題に深い関心を抱いていたM. ブロックは、中世初期・カロリング期まで存続していた古代奴隷制が衰退していった後に、13世紀初頭になって史料に登場する農奴身分を、かつての奴隷、解放奴隷、自由人が融合することによって生じた「新たな隷属身分 (la nouvelle servitude)⁶⁹」として性格づけている。「名称は古いがほとんど全く新しい基準によって定義された⁷⁰」農奴身分であるという。すなわち、「頭税chevage」「領外婚税formariage」「相続税mainmorte」という、ブロックの有名な農奴身分の3つの基準に他ならない。

続いてG. デュビーである。彼は中世マコネ地方を対象とした周知の学位論文で、13世紀半ば頃から14世紀にかけて、人的隷属身分を表す従来の農奴制とは異なる「新たな農奴制 (le nouveau servage)⁷¹」(デュビーはまた「新たな隷属身分⁷²」という用語も用いている) がマンズ保有と結びついて属地的隷属身分として発達するという⁷³。

このように古くから使われてきた「新たな農奴制」「第二の農奴制」という用語は、それぞれ成立する時代も性格も異なった現象を指示しているのであるが、旧来存在していた隷属身分とは別の社会的脈絡のなかで新たに生まれたという点では共通しているのである。そこで、「新たな農奴制」がどのような環境のなかでどのような性格を持った農奴制として成立するのかを比較史の対象にしようとする。B. キュルサントはヨーロッパに於いてこうした現象が成立する可能性のある3つの時代を区別している⁷⁴。

①11世紀及び12世紀。これはM. ブロックが「新たな隷属身分」を位置づけた時代である。キュルサントはボナッシーのブロック理解に従いつつ、この「新たな隷属身分」について、バン領主制が旧来の自由人および奴隷をひとしなみに支配下に置くことによって農民階級を従属的な境遇に貶めたものであるとしている。人的従属が優勢な農奴制、すなわちhomme de corpsが問題になるという。

②12世紀後半から次の世紀へ。旧来の隷属身分が集団的にあるいは個人的

に解放されてゆく趨勢のなかで、新たな農奴制が生成する。その隷属身分は属地的な性格をもっており、かつ同時代人に不名誉な境遇であると感じられるようになっていったのである。

③中世末期から近世にかけて、エルベ河以東のドイツでみられた、F. エンゲルスの言う「第二の農奴制」⁷⁵。

南フランスの農奴制はそれ自体地域毎に多様な性格を持つが、「新たな農奴制」に分類される点では共通する。P. ボナッシーによれば、古代奴隷制が中世初期を通して衰退・再生を繰り返しながら衰退していた後、11世紀にバン領主制が農民階級をひとしなみに従属下に置き、それが「新たな農奴制」の起点となるという。カタロニア地方で確認されたこうした中世農奴制の起源及び性格は、南フランス諸地方のみならず西ヨーロッパ全体に敷衍される。(上記①)しかし、P. フリードマンによるカタロニア地方の農奴制研究は、12世紀後半以来の領地経営の変化のなかに農奴制の起源を求め、同地方の属地的農奴*homines de remensa*をその中心に据えた。その後、南フランスの他の地方に於いても同様に12世紀後半以来の属地的農奴制の成立が「新たな農奴制」として議論の中心となっていったのである。(上記②)

近年の農奴制に関する地域史研究の白眉であるV. コリオルによるフランシュ＝コンテ地方の聖クロード修道院領の研究⁷⁶は、やはりフリードマンによるカタロニア地方の農奴制研究に触発され⁷⁷、同じく「新たな農奴制」の枠組みのなかで分析が行われた。同修道院は5世紀に創建された由緒ある修道院であるが、問題のジュラ山地の森林地帯は12世紀末にようやく領主制の形成が端緒についた領地で、したがってそれ以前の隷属身分の歴史を全く持たない。それにもかかわらず、14世紀の初めから16世紀初頭にかけて、農奴制の漸進的発達に豊富な史料に跡をとどめているのである。したがって、これは無から生成した「新たな農奴制」に他ならない。このように、「新たな農奴制」の概念のもとに、地域を越えた比較研究が拡がりを見せているのである。

しかしながら南フランス農奴制研究の現状をみる時、12世紀末あるいは13世紀に研究の重心が移る一方で、中世初期、さらには11世紀の隷属身分の問題への関心は希薄になる傾向にあるように思われる。先に詳述したボナッシーの議論に対するバルテルミーの批判に対して、本稿で南フランスの地域史として取り上げた、ラングドック地方を中心とする南西フランスおよびカタロニア地方に即する限り、現在のところ目立った反応はみられない。しかしながら、南東フランスについては必ずしも同じ傾向ではない。最後にこの近隣地方に関する研究の現況に触れておこう。

N. キャリエは近年旧ブルゴーニュ王国の中核的諸地方（ヴォー、ヴァレ、サヴォワ、ドフィネ地方）に於ける隷属身分に関する詳細な研究を公にした⁷⁸。彼は上記諸地方を対象として、6世紀から15世紀にいたる隷属身分の歴史的变化を一つのモデルとして描き出している。このモデルは、同じく近年出版されたばかりのH. ファルク＝ヴェールのドフィネ地方に関する地域研究が、ボナッシーの考え方に倣って、11世紀の「封建的変動」による断絶を強調し、この時に奴隷制から農奴制への移行をみようとしている⁷⁹のを批判しつつ⁸⁰、バルテルミーの考え方に近い連続説に基づいて描かれているのである。キャリエは半世紀以上前に公にされたN. ディディエによる同地方の農奴制に関する小論⁸¹が、9世紀から13世紀にいたる農奴制の連続論を唱えている点で、むしろ自らに近い見解であると考えているようである⁸²。

さて、ドフィネ地方を含む上記諸地方では、中世初期の*mancipium*、*servus*、*ancilla*は12世紀初頭まで史料に現れるが、他方で11世紀経過中に*homo*が現れ、12世紀以降隷属民の呼称として一般的にみられるようになる。キャリエによれば、6世紀頃蛮族法は紛れもなく古代的な奴隷の存在を示しているが、既に中世初期のある時期（キャリエは8世紀後半という時期を指示している⁸³）に*mancipium*、*ancilla*、*servus*は奴隷ではなく農奴を示すようになっていた。かつての奴隷は家族を持ち、その子供たちは合法的な後継者とみなされるようになる。また財産を所有する権利を獲得してゆき、それ

は法的に譲渡可能な家産となる。こうした変化が単に事実上の慣行にとどまらず法的な権利に変化していった。その結果、ドミナルな体制の支配下で、自由保有農（コロン）との融合が進んだのである。あらゆる種類の従属者たちに対して主人が抱く所有の観念が法的な所有権になるときから、農奴制が形成される。名称こそ古代的奴隷に与えられた用語が維持されたが、内容は異なったものになっていたという。もちろんこうした変化は一挙に完全な形で達成されたのではなく、長い醸成期間のうちに、知らず知らずの変化が見られたのであり、8世紀後半になっても新旧の要素が混在していたのである⁸⁴。

11世紀に城主支配の確立は、ヴィラに代わる新たな‘*encellulement*’を創出したが、このような農奴の性格に本質的な変化は認められない。ただ、「封建的調整（*l’ajustement du <féodalisme>*）」により従属者の名称が既に実体と乖離していた奴隷を含意する用語を離れ、封建制の人的紐帯を示す*homo*に変化しただけであるという⁸⁵。13世紀には、この地方に特徴的な隷属身分を表現する用語である*homo ligius*が史料に現れ、タイユ⁸⁶が農奴身分の基準とみなされるようになる。さらに14世紀にはマンモルトが新たな基準として取って代わる。これらは、隷属民の解放の流れのなかで、再活性化され更新された「新たな農奴制」なのである⁸⁷。

南東フランスは隷属身分に関して、本稿で検討した南西フランスおよびカタロニア地方とは対照的な歴史を辿ったのか、それとも研究の現況の違いは現実よりも認識上の問題なのか、今一度考えてみるべきであろう。

注

- 1 同種の隷属地のなかで、「トゥールーズ慣習法」に記述があるために古くから紹介されていたトゥールーズ地方の*casalagium*については、近年の脈絡では新しい研究はまだみられない。M. ムーニエはガスコーニュ・トゥールーズ地方の地域史研究に携わっているが、同地方では農奴制の人格的側面が優越していて、*casalagium*の出現は遅い（初出が1256年）という認識

- を示している。M. Mousnier, *La Gascogne toulousaine aux XII^e-XIII^e siècles: une dynamique sociale et spatiale*, Toulouse, 1997, pp.262-268. そのためこの学位論文の当該箇所を含め、同地方あるいはランゲドック地方の農奴制を扱った数点の研究は全て専ら隷属の人格的側面に関わり、トゥールーズ地方の属地的農奴制の解明を目指すものではない。Ead., "Difficultés sociales et servage en Toulousain à la fin du XII^e siècle", in H. Débax (éd.), *Les sociétés méridionales à l'âge féodal: Espagne, Italie et sud de la France, X^e-XIII^es.: hommage à Pierre Bonnassie*, Toulouse, 1999; Ead., "Dono unum hominem meum. Désignations de la dépendance du XI^e au XIII^e siècle en Languedoc occidental", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t.111-1, Rome, 1999; Ead., "Jeux de mains, …", *op. cit.*, (2000); Ead., "Ville et servage en Languedoc toulousain: l'air de la ville rend-il libre ?", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t.112-2, Rome, 2000.
- 2 P. Freedman, *The Origins of Peasant Servitude in Medieval Catalonia*, Cambridge, 1991.
- 3 こうした結論は、*Ibid.*, p.208に明確に述べられているが、同じ著者によるさらに10年ばかり前の論文のなかでも既に詳細な分析とともに示されていた。Id., "The Enserfment Process in Medieval Catalonia: Evidence from Ecclesiastical Sources", *Viator*, 13 (1982).
- 4 Id., *The Origins of Peasant Servitude*…, *op. cit.*, pp.91-99.
- 5 *Ibid.*, pp.103-106.
- 6 *Ibid.*, pp.106-110.
- 7 *Ibid.*, pp.116-117.
- 8 *Ibid.*, p.119.
- 9 *Ibid.*, pp.119-120 et 204.
- 10 *Ibid.*, p.92.
- 11 L. To Figueras, "Le mas catalan du XII^e s.: genèse et évolution d'une structure d'encadrement et d'asservissement de la paysannerie", *Cahiers de civilisation médiévale*, 36 (1993).
- 12 P. Bonnassie, *La Catalogne* …, *op. cit.*, t.1, pp.246-247 et t.2, p.820.
- 13 T.N. Bisson, *Fiscal Accounts of Catalonia under the Early Count-Kings (1151-1213)*, 2 vols., Berkeley, 1984, t.1, pp.31-32; R. Viader, "Autour d'une pratique juridique: les contrats agraires des archives capitulaires de Barcelone (XI^e-XIII^e siècle)", *Acta Historica et Archaeologica Mediaevalia*, 16-17 (1995-1996), pp.155-158.
- 14 L. To Figueras, *op. cit.*, pp.174-175.
- 15 *Ibid.*, pp.175-177.
- 16 *Ibid.*, pp.171-173.
- 17 *Ibid.*, pp.173-174.
- 18 5つの「悪しき習慣」のそれぞれの具体的内容については、既述の通りである。本稿(2)前出、『愛知大学経済論集』第199・200合併号(2016年)、102-103頁。

- 19 *cugucia* の場合、姦通を犯した妻の財産の半分もしくは全体の没収が問題になるのであるが、違法な結合によって生まれた私生児が相続に影響を及ぼすことを阻止するという意味があると考えられるという。L. To Figueras, *op. cit.*, p.171.
- 20 *Ibid.*, p.177.
- 21 L. To Figueras, "Servitude et mobilité paysanne: les origines de la <Remença> catalane (XI^e -XIII^e siècle)", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t. 112-2, *op. cit.*
- 22 *Ibid.*, p.829 et n.1.
- 23 H. de Hinojosa, *El régimen señorial y la cuestión agraria en Cataluña durante la Edad Media*, Madrid, 1905, pp.232-233; J. Vicens Vives, *Historia de los remensas (en el siglo XV)*, Barcelona, 1945, p.32.
- 24 P. Freedman, *The Origins of Peasant Servitude*..., *op. cit.*, p.104.
- 25 L. To Figueras, "Servitude et mobilité paysanne...", *op. cit.*, p.834.
- 26 *Ibid.*, pp.847-848.
- 27 上記29点の贖い証書では4 1/2ソリドゥスから71ソリドゥスまでの拡がりをもつという。*Ibid.*, p.835.
- 28 *Ibid.*, p.864.
- 29 *Ibid.*, p.837.
- 30 もちろんのこと、自由身分を贖い移動していった男が、他の領主の従属民になるならば、このような帰還はその従属関係を解消しない限り不可能となる。
- 31 *Ibid.*, p.848.
- 32 *Ibid.*, p.850.
- 33 *Ibid.*, pp.853-860.
- 34 *Ibid.*, pp.860-864.
- 35 *Ibid.*, p. 865.
- 36 P. ボナッシーは2001年に19編の主要論文を集めたアンソロジーを出版しているが、そのなかに中世初期の奴隷制の存続と消滅を描いたP. Bonmassie, "Survie et extinction...", *op. cit.*および中世盛期の農奴制の発達と様相を描いたId., "Marc Bloch...", *op. cit.* (いずれも本稿(2)前出、『愛知大学経済論集』第199・200合併号 [2016年]、112頁、注6参照)も収録されている。この両論文には発表後の研究の進展を踏まえたコメントが付されている。前者については、中世初期に於ける奴隷への保有地供与にもかかわらず、奴隷制のシステムは保たれているとして、論旨をそのまま維持しているが、後者については、本文中で紹介したフリードマンおよびト＝フィゲラスの研究を挙げたうえで、「下位封建制」の構想への道筋を示している。Id., *Les sociétés de l'an mil: un monde entre deux âges*, Bruxelles, 2001, pp.140-142 et pp.48-50.
- 37 Id., "Le servage: une sous-féodalité? Le témoignage des documents catalans (fin XI^e -XII^e siècle)", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t. 112-2, *op. cit.*

- 38 *Ibid.*, p.653.
- 39 *Ibid.*, pp.654-657.
- 40 *Ibid.*, pp.657-658.
- 41 R. ヴィアデが *Annales du Midi* 誌に寄せた次の論文は、ボナッシーの「下位封建制」の議論を背景に持ちながら、カタロニア地方に於いて11世紀から13世紀にかけてみられた農民保有地の変化を考察している。この時期、プレカリアが急速に後退し、代わって封建制類似の人と人の関係に基礎を置く領主＝農民間の保有契約が一般的となる。13世紀頃になると、都市近郊の分散した個別的保有地やマンス保有農（マンスの管理人）によってサブ・レッティングされる個別的保有地に於いて自由な永代借地 *emphytéose* が急速に拡大する一方で、旧来の保有形態を保ったマンスは隷属地 *remensa* としての刻印を押されてゆくという。R. Viader, "Remarques sur la tenure et le statut des tenanciers dans la Catalogne du XI^e au XIII^e siècle", *Annales du Midi*, 107 (1995).
- 42 ここで紹介するB. キュルサント以前に、南西フランス全体を覆う総合的な研究は、僅かに、G. Hubrecht, "Le servage dans le Sud-Ouest de la France, plus particulièrement à la fin du Moyen Age", *Etudes d'histoire du droit privé offertes à P. Petot*, Paris, 1959のみであり、むしろ *questales* の存在したそれぞれの地域を枠組みに研究されてきたと言えよう。地域毎に代表的な研究を挙げておこう。E.C. Lodge, "Serfdom in the Bordelais", *English Historical Review*, 18 (1903); R. Boutruche, *La crise d'une société, seigneurs et paysans du Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans*, Paris, 1947, pp.97-114; J.B. Marquette, "Hommes libres et hommes francs du roi en Bordelais et Bazadais au XIII^e siècle", *Sociétés et groupes sociaux en Aquitaine et en Angleterre: actes du Colloque franco-britannique tenu à Bordeaux du 27 au 30 septembre 1976 par la Fédération historique du Sud-Ouest*, Bordeaux, 1979; E.C. Lodge, "Serfdom in the Pyrenees", *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft*, 3 (1905); L. Batcave, "Le servage ou la questalité dans le Béarn", *Revue historique et archéologique du Béarn et du Pays basque*, 7 (1924); A. Cabanis et D. Anex-Cabanis, "Serfs commingeois", *Mélanges Roger Aubenas*, Montpellier, 1974; F. Galabert, "Le nombre des hommes libres dans le pays du Tarn-et-Garonne aux XI^e et XII^e siècles", *Bulletin de la Société archéologique du Tarn-et-Garonne*, 29 (1901); Id., "La condition des serfs questaux du X^e au XII^e siècle dans le pays de Tarn-et-Garonne", *Bulletin philologique et historique du Comité des travaux historiques et scientifiques*, Année 1903.
- 43 B. Cursente, "Puissance, liberté, servitude. Les <casalers> gascons au Moyen Age", *Histoire et sociétés rurales*, 6 (1996); Id., *Des maisons et des hommes. La Gascogne médiévale (XI^e-XV^e siècle)*, Toulouse, 1998; Id., "De la queste à la questalité: l'avènement d'un servage institutionnalisé en Gascogne (XII^e -XIII^e siècles)", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t. 112-2, *op. cit.*
- 44 中世盛期に *casal* はガスコーニュ地方全域に拡がるが、13世紀以降 *casalers* (*casal* 保有者) が農奴化するの、特定の諸地域に限られていた。ピレネー

- 山麓の諸地方（コマンジュ、ピゴール、ペアルン地方）では農奴化の動きが顕著であったが、山間部ではそうした動きはみられず、また北部全域では異なる方向への変化がみられた。このような農奴化に関する地域的差異や差異を生み出すメカニズムについては、ここでは立ち入らない。Id., "Puissance, liberté, servitude. …", *op. cit.*, pp.37-43、およびId., *Des maisons et des hommes. …*, *op. cit.*, pp.554-557を参照のこと。
- 45 Id., "De la queste à la questalité …", *op. cit.*, p.942.
- 46 *Ibid.*, pp.952-954.
- 47 C. デュアメル＝アマドは、中世ヨーロッパの大部分の地域に於いて12-13世紀以前には残存史料の大部分を提供するカルテュレルが、編纂主体であるアリストクラシー（圧倒的多数は聖界アリストクラシー）の関心にしたがって選別された史料群であって、本質的にアリストクラティックな性格を持つことを強調している。そこでここには本来の農民は登場しないのだという。C. Duhamel-Amado, "L'alleu paysan a-t-il existé en France méridionale autour de l'an Mil ?", in R. Delort (éd.), *La France de l'an Mil*, Paris, 1990.
- 48 ボルドー郊外のガロンヌおよびドルドーニュ両河に挟まれた地方。
- 49 B. Cursente, "De la queste à la questalité …", *op. cit.*, pp.957-958, n.75.
- 50 M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: genèse d'une sociabilité, X^e-XIV^e siècle*, 2 vols., Paris, 1987, t.1, pp.208-209. もちろんのこと、この仮説には重大な例外も指摘できる。村落全体ないしその大部分の住民が隷属身分に陥った例もあり、また新村が時代とともに同じような運命を辿る場合もある。他方、あらゆる地域の全てのマンズ居住民が隷属民と評価されているわけでもない。そもそもマンズの在り方自体が多様なのであり、前提としてその構造、発展が究明されなければならないのである。
- 51 M. Bourin-Derruau, "Les *homines de mansata* en Bas-Languedoc (milieu du XII^e -milieu du XIV^e siècle): théorie, pratiques et résistances", *Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age*, t 112-2, *op. cit.*
- 52 オルブ、エロー両河沿いの平野部。
- 53 ナルボンヌ地方、コルビエール地方、モンターニュ・ノワール周辺部。
- 54 *Ibid.*, pp.885-892.
- 55 *Ibid.*, p.895.
- 56 本稿(1)前出、『愛知大学経済論集』第197号(2015年)、78頁。
- 57 M. Bourin-Derruau, "Les *homines de mansata* …", *op. cit.*, p.898.
- 58 ナルボンヌ慣習法については、H. de Tarde, "La rédaction des coutumes de Narbonne", *Annales du Midi*, 85 (1973)が編纂の事情の分析を行っているが、末尾にテキスト全文を付している。また「ナルボンヌ地方の騎士たちの慣習法」については、HGL, t.VIII, no 299-CCVIIIにテキスト全文が収録されている。
- 59 M. Bourin-Derruau, "Les *homines de mansata* …", *op. cit.*, pp.899-900.
- 60 *Ibid.*, p.908.
- 61 *Ibid.* ブーランはかつて学位論文に於いては、masade (= *mansata*) をマン

南フランスの農奴制(3)

- ス、あるいはより規模の小さいマンス同等の組織である *apendarie* や *borderie* と同義であると考えていて、そこにアルカイズムのみを見ていたのである。M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux* …, *op. cit.*, t.1, p.217.
- 62 M. Bourin-Derruau, "Les *homines de mansata* …", *op. cit.*, pp.904-905.
- 63 *escaducha* (échoite) の権利。
- 64 *Ibid.*, p.907.
- 65 *Ibid.*, p.887 et pp.891-892.
- 66 1990年代末から2000年代にかけて、連続してヨーロッパ各地で農奴制をテーマにした研究集会が開催された。それぞれの報告集のなかには本文中これまでの論述の過程で既に引用されたものもあるが、ここでは表記を省略せずに示しておく。これら一連の研究集会のなかで、「新たな農奴制」という枠組みが強調され、南フランスはその主要な舞台の一つとして考えられているのである。
- ①ナンテールでの研究集会 (1997年)
Mélanges de l'Ecole française de Rome. Moyen Age, t.112-2, Rome, 2000, 'Les formes de la servitude: Esclavages et servages de la fin de l'antiquité au monde moderne', *Actes de la table ronde de Nanterre (12 et 13 décembre 1997)*.
- ②ローマでの研究集会 (1999年)
Ibid., 'La servitude dans les pays de la méditerranée occidentale chrétienne au XII^e siècle et au-delà: Déclinante ou renouvelée?', *Actes de la table ronde de Rome (8 et 9 octobre 1999)*.
- ③ゲッティンゲンでの研究集会 (2003年)
P. Freedman and M. Bourin-Derruau (ed.), *Forms of Servitude in Northern and Central Europe: Decline, Resistance, and Expansion*, Turnhout, 2005.
- ④ブザンソンでの研究集会 (2007年)
N. Carrier (éd.), *Nouveaux servages et sociétés en Europe (XIII^e-XX^e siècle)*, *Actes du Colloque de Besançon (4-6 octobre 2007)*, Caen, 2010.
- 67 わが国の経済史の伝統のなかでは、「再版農奴制」という訳語が定着している。
- 68 『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、第35巻：書簡集(1881年－1883年)、「エンゲルスからマルクスへの書簡(1882年12月15日)」；「同(1882年12月22日)」。
- 69 M. ブロック『フランス農村史の基本性格』(創文社、1959年)、134頁。
- 70 M. ブロック『封建社会』前掲書、326頁。
- 71 G. Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles* …, *op. cit.*, Paris, 1953 (引用は、Paris, 1971による), p.461.
- 72 *Ibid.*, p.457.
- 73 *Ibid.*, pp.444-449 et pp.457-461.
- 74 B. Cursente, "Les médiévistes et les <nouveaux servages>", in N. Carrier (éd.), *op. cit.*, pp.10-11.

- 75 近世へ移り変わる頃ドイツ東部で生じたこのゲーツヘルシャフトの成立は、I. ウォーラーステインの「近代世界システム」にいう「中核」に対する「周辺」の世界で生じた現象なのである。I. ウォーラーステイン『近代世界システム I：農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』名古屋大学出版会、2013年、90-100頁。
- 76 V. Corriol, *Les serfs de Saint-Claude: étude sur la condition servile au Moyen Age*, Rennes, 2009.
- 77 *Ibid.*, pp.38-39. P. フリードマンの研究については、本稿(3)前出、○頁を参照。
- 78 N. Carrier, *Les usages de la servitude: seigneurs et paysans dans le royaume de Bourgogne VI^e-XV^e siècle*, Paris, 2012.
- 79 H. Falque-Vert, *Les paysans et la terre en Dauphiné vers l'an mil*, Grenoble, 2004, pp.198-219.
- 80 N. Carrier, *op. cit.*, pp.101-105.
- 81 N. Didier, "Les plus anciens textes sur le servage dans la région dauphinoise", *Etudes d'histoire du droit privé offertes à P. Petot, op. cit.*
- 82 N. Carrier, *op. cit.*, pp.99-101. しかし、ディディエは確かにキャリエと同じく中世初期に既に農奴の存在を想定しているとはいえ、「政治的諸制度」(公的諸制度)の消滅によって、11世紀末には自由人と古き農奴との区別が消え去るという。そのため、従来農奴は自由人のコミュニティーから疎外されていた、すなわち軍隊、裁判集会、王への忠誠、および聖職から排除されていたのであるが、この時期に農奴は一般の農民と融合するようになる。ただ「個人的かつ世襲的で厳格な従属」だけが残されるというのである。*mancipium*, *servus*, *ancilla* から *homo* への農奴を表す言葉の変化はそうした農奴概念の変化を映すものと考えているのである。こうした議論には後に「封建的変動論」と称されることになる G. デュビー流の断絶論の影響が感じられる。N. Didier, *op. cit.*, pp.134-135.
- 83 N. Carrier, *op. cit.*, pp.94-96.
- 84 *Ibid.*, Chapitre II (pp.41-96) et p.346.
- 85 *Ibid.*, p.157.
- 86 恣意税であるが、当該諸地方では *tallia* と呼ばれた。
- 87 *Ibid.*, Chapitre V (pp.195-268), VI (pp.269-343) et pp.348-349.

おわりに

南フランス農奴制はかつて北フランス中心に行われてきた封建社会研究の周縁で、体系的な地域史研究を欠いたまま、北フランス農奴制の弱められた形態として理解されるにとどまっていた。南フランスに特有の制度として属地的農奴制が早くから知られていたが、これも永く未解明の問題として放置されたままであった。

1970年前後の時期から、中世南フランスの地域史研究が隆盛をみせ今日にいたっているが、こうした研究のなかで、農奴制の問題が本格的に取り上げられてその成果が世に問われた。こうして近年南フランス地域史研究は、フランスに於ける農奴制研究のなかで中心的な議論を提供するようになっていると言っても過言ではあるまい。

G. デュビーによるマコネ地方の研究に端を発するいわゆる「封建的変動論」は、カタロニア中世の研究で知られるP. ボナッシーを初め、南フランス地域史に携わる多くの研究者に引き継がれた。ボナッシーによれば古代奴隷制は中世初期にも衰退と再生を繰り返しながら生き延び、11世紀頃ようやくその終焉を迎える。10世紀末から11世紀にかけてカロリング的政治秩序が地域社会に於いても後退し、城主支配の時代がめぐってきた時、農民たちは自由人であるか奴隷であるかを問わず、ひとしなみにそのバン領主権のもとに服することになる。この事態が農奴制成立の起点となる。12世紀以降の「正常化」の過程で集村部を初めとして農民の境遇は改善するが、原初的な従属下に取り残された農民が、法的にも農奴と評価されるようになるという。

ボナッシーの場合、こうした理解を単に自らの研究テリトリーであるカタロニア地方に封じ込めるのではなく、南フランスはもちろん、若干の修正を伴ってヨーロッパ全体の農奴制にまで一般化しようとしたのである。この大胆な試みは、中北部フランスのヴェンドーム地方を研究テリトリーとするD. バルテルミーを先頭に、伝統的中世史学の反発を呼び、「封建的反動論」を

めぐる激しい論争の一角を占めつつ論争が戦わされた。

世紀末が近づくにつれ、南フランス地域史内部でも農奴制研究の方向が変化をみせるようになる。すなわち、12世紀末頃から明瞭となる属地的農奴制の発達に農奴制形成の起点をみる傾向が強くなり、「新たな農奴制」という枠組みの中で議論が展開するようになるのである。12世紀にインカステラメント（南フランスでも地域によって濃淡がある）、開墾と新村建設、都市の発達などの動きに対抗して、土地領主層は領地の円滑・確実な経営を保証するため、マンスなど領地の経営単位の保有農（中間管理者としての農民）の確保に努めたのである。その手段が、土地と農民とを結びつける、属地的農奴制であった。

11世紀バン領主制の支配の議論が後退し、12世紀領地経営の刷新の議論が中心になってくると、その帰結として、対象となる農民の経済的水準が上昇する。属地的農奴は基本的に富農層なのであって、貧しい農奴は存在しない。少なくとも12-13世紀の史料には全く登場しない。

それにもかかわらず、13世紀には農奴の概念がはっきりとした輪郭をとり始めるにつれ、農奴が不名誉な階級として捉えられるようになる。11-12世紀に於いても、騎士から農民にいたるまで、主人となる者にわが身を委ね（托身）、そのための儀礼としてオマーージュを行う者は数多く認められた。こうした人格的従属は必ずしも不名誉なもののみなされることはなかったが、13世紀には、「騎士的慣習 *more militari*」に基づく奉仕を行う騎士が高貴化されるのに対して、「農民的慣習 *more rustico*」に染まった農民の場合には、保有地は隸属地、オマーージュは隸属オマーージュとなり、その境遇は貶められるようになっていったのである。

したがって、貧窮にあえぎ、自由を求めて領主に抗うという農奴のイメージは、後の啓蒙時代の産物であると言わなければならない¹、中世に於いては領主および農民それぞれの戦略的な利点や不都合といった観点から、時代的文脈に沿って農奴制の存在理由を分析することが必要であろう。

南フランスの農奴制(3)

さて、南フランス諸地方およびカタロニア地方に限っても、農奴身分の実態や指標となる賦課租は地域毎に異なっている。最も制度化が進んだカタロニア地方では、農奴制の要となる点は、農奴身分からの解放の条件として隷属地の贖い金が課されることであろう。そして農奴でいる限り、「加虐の法」によって土地領主の恣意的支配が国家的に容認されていたのである。さらに、いわゆる「5つの悪しき慣習」と呼ばれる賦課租が農奴身分の指標として定着している。これら5つの賦課租のうち4つまでは、農奴の財産相続と結婚に関わるものである点は注意しておく必要がある。

低地ラングドック地方では、農奴制ははるかに弱い輪郭を描き、早期に消滅する。しかし、西部では従来考えられていたよりも長く、14世紀後半になっても根強く存続していたことが、近年の研究によって明らかにされた。同地方では東部を除いて13世紀から属地的農奴制が発達するが、カタロニア地方にみられるような隷属地の贖い金は知られていない。農奴身分を離れる場合には、隷属地そのものの喪失という代価を支払ったのである。農奴身分の本質的な点は、隷属地の自由な処分権を持たないことである。領主の許可なく他人に譲渡することができず、直系の子供以外に相続させる権利を持たない。14世紀前半までに人口増大によって定住地は飽和状態に達し、土地不足が顕在化した環境下では、極めて不都合な制限となっていたと考えられる。なお、低地ラングドック地方では、カタロニア地方の「5つの悪しき慣習」やガスコニュ地方の恣意税 *queste* のような農奴身分の指標となる賦課租は定着していない。恣意税にせよコルヴェにせよ宿泊税にせよ、裁判などである主人の農奴に対する支配を証明するために持ち出されることはあるが、自由人に対するバン領主の支配に於いても同じく広くみられる賦課租であったのである²。

注

- 1 M. Mousnier, "Jeux de mains, …", *op. cit.*, pp.11-12.
- 2 アメリカの中世史家FL. チェイエットは11-12世紀のナルボンヌ地方を対

象とする地域史研究のなかで、農奴制を分析する章を設けて詳細な史料分析を行っているが、同地方の農奴制の指標としてとりわけ宿泊税を強調して取り上げている。私には同じ理由により必ずしも適切な議論ではないように思われる。E.L. Cheyette, *Ermengard of Narbonne and the World of the Troubadours*, Ithaca (N.Y.), 2001, pp.149-167.